投資信託説明書
（請求目論見書）
使用開始日 2026.10.24

ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド

〈愛称：ロイヤル・マイル〉

追加型投信／内外／株式

ファンドは、NISAの成長投資枠およびつみたて投資枠の対象です。
※販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

この目論見書により行う「ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を 2026 年 4 月 24 日に関東財務局長に提出しており、2026 年 4 月 25 日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

発行者名	：三菱UFJアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	：取締役社長　川上　豊
本店の所在の場所	：東京都港区東新橋一丁目９番１号
縦覧に供する場所	：該当事項はありません。

MUFG 三菱UFJアセットマネジメント

◇MSM-253406-0000-20261024◇

10年先を見据えた長期投資を、100年以上にわたり続けてきました

ー伝統ある「長期投資へのアプローチ」を
スコットランド・エディンバラからお届けしますー

投資の世界では、
短期的な株価変動などに対して投資家の関心が高まることがあります。

しかし、そのような短期志向は結果として、
長い目で見れば有利であったはずの投資機会を逃してしまう場合があります。

一方で、企業の長期的な成長を捉えることに主眼を置く長期投資家も数多く存在します。
その中の運用会社のひとつである「ベイリー・ギフォード社」を皆さまはご存じでしょうか。

1908年、同社はスコットランド・エディンバラで創業して以来、
100年以上にわたり「長期投資の哲学」に基づき、
グローバル株式投資において運用実績を積み上げるとともに、
各国の年金基金などの機関投資家から資産運用を任されてきました。

ー「長期の視点で高い成長が期待される銘柄を辛抱強く保有する」ー
そのような信念を持ち続けてきた同社の運用戦略を活用する投資信託を
皆さまにお届けいたします。

2018年12月

三菱UFJアセットマネジメント

目次

第一部【証券情報】 1
（１）【ファンドの名称】 1
（２）【内国投資信託受益証券の形態等】 1
（３）【発行（売出）価額の総額】 1
（４）【発行（売出）価格】 1
（５）【申込手数料】 1
（６）【申込単位】 1
（７）【申込期間】 1
（８）【申込取扱場所】 2
（９）【払込期日】 2
（１０）【払込取扱場所】 2
（１１）【振替機関に関する事項】 2
（１２）【その他】 2
第二部【ファンド情報】 3
第１【ファンドの状況】 3
第２【管理及び運営】 27
第３【ファンドの経理状況】 33
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】 53
第三部【委託会社等の情報】 54
第１【委託会社等の概況】 54
約款 84

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド（「ファンド」といいます。）
ファンドの愛称を「ロイヤル・マイル」とします。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。
信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

１兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。
なお、下記においてもご照会いただけます。
三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034（受付時間：営業日の 9:00～17:00）
ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/
（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。
なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

（5）【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。
申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

（6）【申込単位】

販売会社が定める単位
申込単位は販売会社にご確認ください。

（7）【申込期間】

2026 年 4 月 25 日から 2027 年 4 月 23 日まで
※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。
販売会社は、下記にてご確認いただけます。
三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034（受付時間：営業日の 9:00～17:00）

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。
各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、主として中長期的な値上がり益の獲得をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、5,000 億円です。
＊委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。
当ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	MRF	
追加型		その他資産 （　　）		特殊型 （　　）
	内外		ＥＴＦ	
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり （　　）	日経２２５	ブル・ベア型
一般	年２回					
大型株	年４回	日本			ＴＯＰＩＸ	条件付運用型
中小型株	年６回	北米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし		
債券	(隔月)	欧州			その他 （　　）	ロング・ ショート型／ 絶対収益 追求型
一般	年 12 回	アジア				
公債	(毎月)	オセアニア				
社債	日々	中南米				
その他債券	その他	アフリカ				
クレジット 属性	（　　）	中近東 (中東)				その他 （　　）
（　　）		エマージング				
不動産投信						
その他資産 (投資信託証券 (株式　一般))						
資産複合 （　　）						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でご覧いただけます。
※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人資産運用業協会が定める「ＭＲＦ及びＭＭＦの運営に関する規則」に規定するＭＭＦをいいます。
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人資産運用業協会が定める「ＭＲＦ及びＭＭＦの運営に関する規則」に規定するＭＲＦをいいます。
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第１号および第２号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第９条の４の２に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回		信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回		信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回		信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）		信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 12 回（毎月）		信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル		信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州		信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア		信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米		信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ		信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の

		資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人資産運用業協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

［ファンドの目的・特色］

ファンドの目的

日本を含む世界各国（新興国を含みます。以下同じ。）の株式等を実質的な主要投資対象とし、主として中長期的な値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

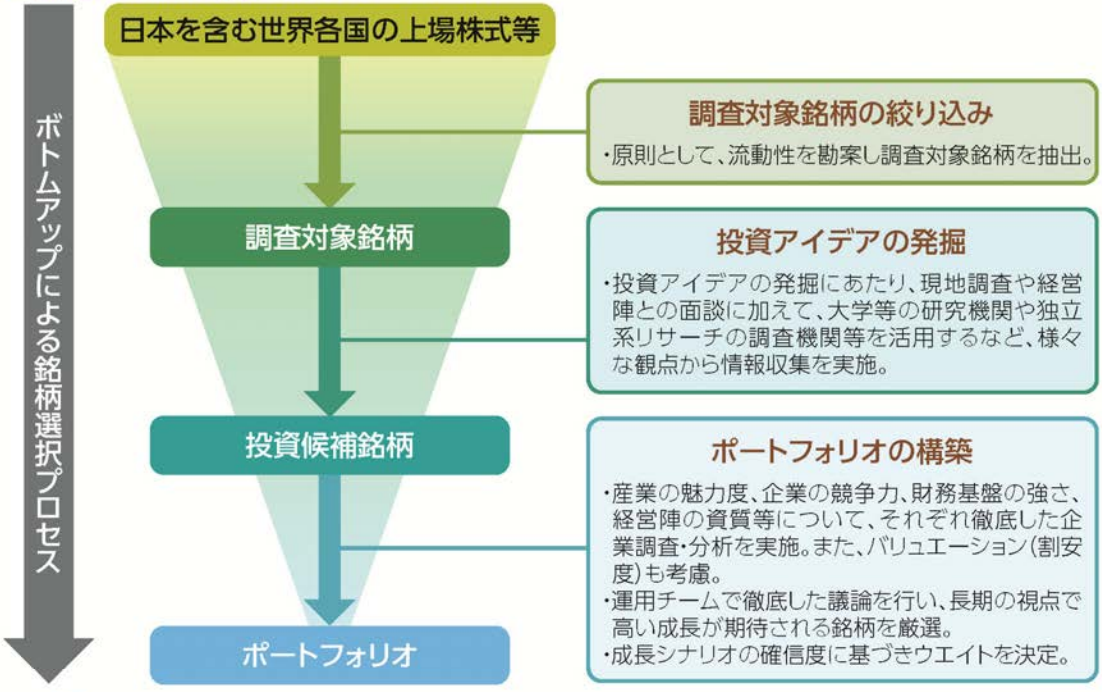
特色1　長期の視点で成長が期待される世界各国の株式等に投資を行います。

- 外国投資法人であるベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ロング・ターム・グローバル・グロース・ファンドの円建外国投資証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式等（DR（預託証券）を含みます。以下同じ。）に投資を行います。また、マネー・マーケット・マザーファンドへの投資も行います。

 DR（預託証券）とは、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

- 投資にあたっては、国や地域、業種、時価総額に捉われずに、個別企業に対する独自の調査に基づき、長期の視点で高い成長が期待される企業の株式等に厳選して投資を行います。

■外国投資法人の運用プロセス



上記は銘柄選定の視点を示したものであり、すべてを網羅するものではありません。また、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。上記プロセスは、今後変更されることがあります。

委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
（https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html）

【出所】ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドの情報に基づき三菱UFJアセットマネジメント作成

特色2 外国投資法人の運用は、ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドが行います。

- ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドは、英国の独立系運用会社であるベイリー・ギフォード&カンパニーの100%子会社であり、英国外のお客様に対して資産運用・助言サービスを提供するための会社です。
- ベイリー・ギフォード&カンパニーは1908年に創業の100年以上にわたる株式運用経験を有する資産運用会社です。

Baillie Gifford™

特色3 原則として、為替ヘッジは行いません。

- 原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動による影響を受けます。

特色4 年1回の決算時(1月25日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

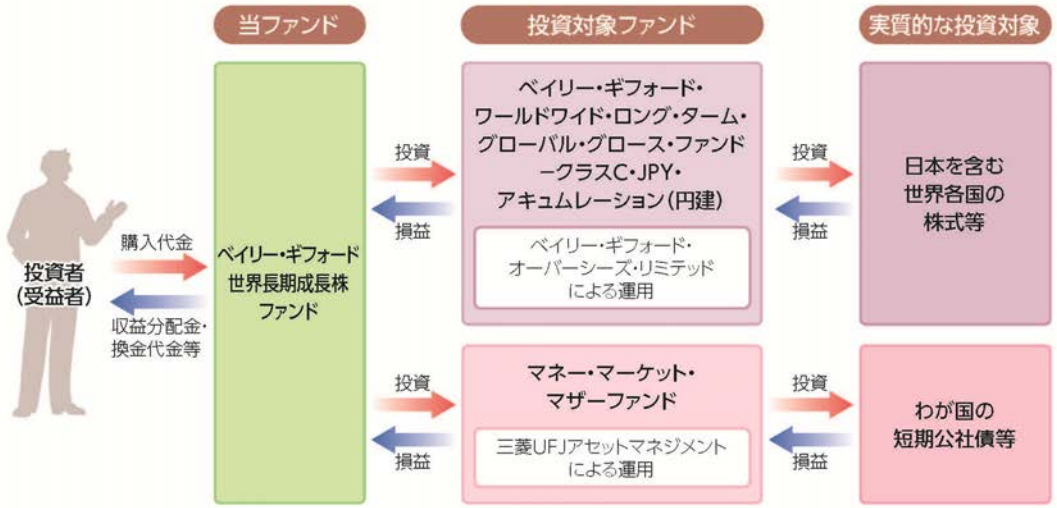
分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

・ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資するしくみです。



■主な投資制限

株式への投資	株式への直接投資は行いません。
投資信託証券への投資	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への直接投資は行いません。
デリバティブ	デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。(投資信託証券を通じて行う場合を含みます。)

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（2）【ファンドの沿革】

2019 年 1 月 31 日	設定日、信託契約締結、運用開始
2021 年 4 月 24 日	信託期間を 2029 年 1 月 25 日までから 2039 年 1 月 25 日までに変更
2023 年 10 月 25 日	信託期限を 2039 年 1 月 25 日から無期限に変更

（3）【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）

お申込金↓ ↑収益分配金、解約代金等

販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

お申込金↓ ↑収益分配金、解約代金等

受託会社（受託者） 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	**委託会社（委託者） 三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社**

信託財産の保管・管理等を行います。	**信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。**

投資↓↑損益

投資対象ファンド

投資↓↑損益

有価証券等

※委託会社は、自らファンドの募集等を行い、特定の販売会社と共同でファンドの販売に係る業務を行っています。

②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2026 年 7 月末現在）

・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 404 号

・設立年月日
1985 年 8 月 1 日

・資本金
2,000 百万円

・沿革

1997 年 5 月	東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004 年 10 月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005 年 10 月	三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015 年 7 月	三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
2023 年 10 月	エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

株　主　名	住　　所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581 株	100.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

投資信託証券を主要投資対象とします。
外国投資法人であるベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ロング・ターム・グローバル・グロー

ス・ファンドの円建ての投資信託証券（クラスＣ・ＪＰＹ・アキュムレーション）への投資を通じて、主として日本を含む世界各国（新興国を含みます。）の株式等（ＤＲ（預託証券）を含みます。）に投資を行います。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。
外国投資法人の投資信託証券への投資は高位を維持することを基本とします。
ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、世界株式において長期の実績を有する「ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー」の 100％子会社である「ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド」が運用を行う「ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ロング・ターム・グローバル・グロース・ファンド」の円建ての投資信託証券（クラスＣ・ＪＰＹ・アキュムレーション）を選定しました。また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（2）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
　イ．有価証券
　ロ．約束手形
　ハ．金銭債権
２．次に掲げる特定資産以外の資産
　イ．為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 10 号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第 11 号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

１．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
２．コマーシャル・ペーパー
３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、２．の証券の性質を有するもの
４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、１．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形

＜投資信託証券の概要＞

■投資対象とする投資信託証券の概要

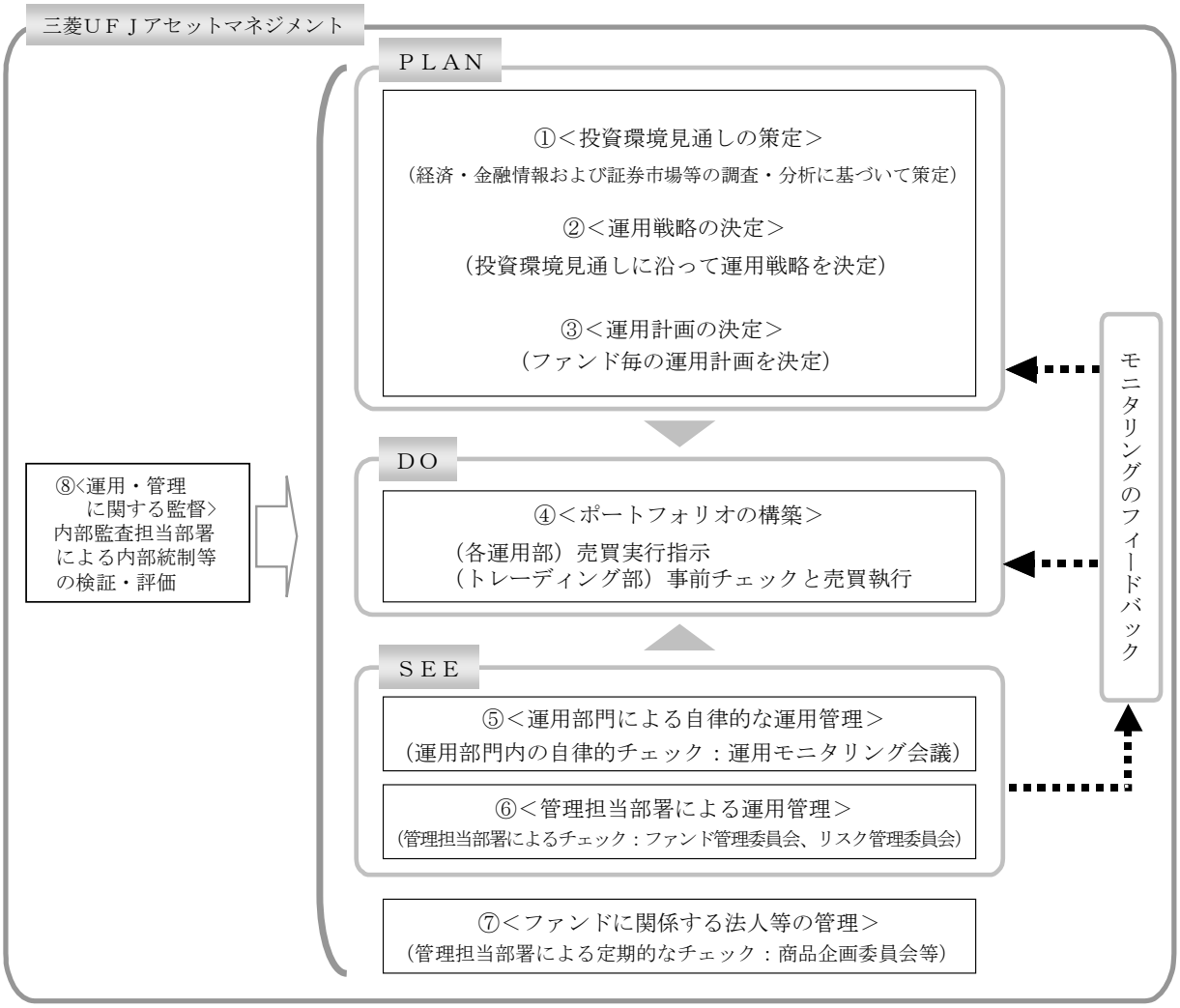
ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ロング・ターム・グローバル・グロース・ファンド −クラスC・JPY・アキュムレーション	
形態	アイルランド籍・外国投資法人
投資運用会社	ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド
投資態度	・日本を含む世界各国（新興国を含みます。）の株式等（DR（預託証券）を含みます。以下同じ。）への投資を通じて、長期的な信託財産の成長をめざします。
主な投資対象	日本を含む世界各国の株式等
主な投資制限	・同一の発行体が発行する株式等への投資比率は、原則として純資産総額の10%以内とします。 ・新興国の株式等への投資額は、合計して純資産総額の50%以内とします。 ・ロシアの金融商品取引所に上場されている株式等へは投資を行いません。また、他国の金融商品取引所に上場されているロシアの株式等についても投資を行いません。
運用管理費用（信託報酬）	純資産総額の年率0.055%以内（管理等にかかる費用）
その他の費用・手数料	税金、法律関係の費用、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料、設立費用、保管費用、借入金・立替金の利息等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2019年2月1日
決算日	毎年9月30日
収益分配方針	原則として分配を行わない方針です。

! 当該投資信託証券には、上記費用のほか、委託会社報酬から投資運用会社に支払われる報酬があります。詳細については、後掲「ファンドの費用」をご参照ください。

※当該投資信託証券には、上記費用のほか、委託会社報酬から投資運用会社に支払われる報酬があります。詳細については、「４手数料等及び税金　（３）信託報酬等」をご参照ください。

マネー・マーケット・マザーファンド	
形態	証券投資信託
投資運用会社	三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
投資態度	わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。 なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	わが国の公社債等
主な投資制限	・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資は行いません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・デリバティブ取引（法人税法第 61 条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
運用管理費用（信託報酬）	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2005 年３月４日
決算日	原則として毎年５月および 11 月の 20 日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

（3）【運用体制】



①投資環境見通しの策定
各運用部は国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。
②運用戦略の決定
①で策定された投資環境見通しに沿って、各運用部は運用戦略を決定します。
③運用計画の決定
②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。
④ポートフォリオの構築
各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。
⑤運用部門による自律的な運用管理
運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用モニタリング会議を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。
⑥管理担当部署による運用管理
運用部から独立した管理担当部署（40～60 名程度）は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応

じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10 名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」　https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html

（4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（5）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

①株式

株式への直接投資は行いません。

②外貨建資産

外貨建資産への直接投資は行いません。

③投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

④信用取引

信用取引の指図は行いません。

⑤公社債の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ｂ．ａ．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、ｂ．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

⑥資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の

当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

ｃ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑦信用リスクの分散規制

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

価格変動リスク	主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に組み入れる株式の価格変動の影響を受けます。 株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。
為替変動リスク	主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に外貨建資産に投資を行います。 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。
信用リスク	株式の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、株式の価格が下落すること、配当金が減額あるいは支払いが停止されること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。
流動性リスク	株式を売買しようとする際に、その株式の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。
カントリー・リスク	ファンドは、新興国の株式に実質的な投資を行うことがあります。新興国への投資は、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響などを受けることにより、先進国への投資を行う場合に比べて、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

※留意事項

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

（2）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

②リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

③内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＜投資対象ファンド（国内投資信託を除く）の信用リスク管理方法＞

投資対象ファンドの管理会社および投資運用会社は、投資対象ファンドにおいて、欧州委員会が制定した指令（UCITS 指令）に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理します。

＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	配当込みTOPIX(「東証株価指数(TOPIX)(配当込み)」といいます。)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額(発行価格)×3.30%(税抜 3.00%)を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。
申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。
※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

（2）【換金（解約）手数料】

かかりません。
※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（3）【信託報酬等】

・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 1.5895%（税抜 1.4450%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

１万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）
※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

・信託報酬は、毎計算期間の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.795%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.62%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。
※委託会社が特定の販売会社と共同で行う投資信託取引サービスにおいては、上記信託報酬の販売会社への配分については委託会社が受領します。

・投資対象とする外国投資証券の投資運用会社報酬
委託会社が受ける報酬から、当該外国投資証券のファンド組入額の年 0.495%以内が支払われます。

受益者が負担する実質的な信託報酬率は、次の通りとなります。
年 1.6445%（税込）程度

（注）上記は、投資対象とする投資信託証券における信託報酬率を含めた実質的な信託報酬率を算出したものです。ファンドが投資対象とする外国投資証券の信託報酬率には消費税等相当額はかかりません。

＜ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬率＞

投資信託証券の名称	信託報酬率
ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ロング・ターム・グローバル・グロース・ファンドークラスＣ・ＪＰＹ・アキュムレーション	年 0.055%以内
マネー・マーケット・マザーファンド	－

上記の信託報酬率は、今後変更となる場合があります。上記の他、諸費用が別途かかります。申込手数料はかかりません。

（4）【その他の手数料等】

・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。
原則として、20.315％（所得税 15.315％、地方税５％）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。
20.315％（所得税 15.315％、地方税５％）の税率による申告分離課税が適用されます。
特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315％（所得税 15.315％、地方税５％）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。
解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。
買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、ＮＩＳＡの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）およびつみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象です。販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
ＮＩＳＡをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として 15.315％（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。
買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について
①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について
受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は 2026 年 7 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（以下「当期間」といいます。）（2025年1月28日～2026年1月26日）における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.65%	1.59%	0.06%

（比率は年率、表示桁数未満四捨五入）

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を当期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
※投資先ファンドの費用は対象期間が異なる場合があります。
※投資先ファンドの費用については、投資先運用会社の判断に基づき、②その他費用に含めています。
※入手し得る情報において含まれていない費用はありません。

詳細につきましては、当期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

【ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド】

（1）【投資状況】

2026 年 7 月 31 日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
投資証券	アイルランド	99,926,926,298	98.61
親投資信託受益証券	日本	10,103	0.00
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	―	1,410,732,217	1.39
純資産総額		101,337,668,618	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

2026年 7月 31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
アイルランド	投資証券	ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ロング・ターム・グローバル・グロース・ファンドークラスＣ・ＪＰＹ・アキュムレーション	26,357,379.9	3,958.1	104,325,145,382	3,791.2314	99,926,926,298	98.61
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	9,821	1.0246	10,062	1.0288	10,103	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

2026年 7月 31日現在

種類	投資比率（%）
投資証券	98.61
親投資信託受益証券	0.00
合計	98.61

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2026年７月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額	基準価額 （1万口当たりの純資産価額）

		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日	（2020年 1月27日）	2,803,009,438	2,803,009,438	12,810	12,810
第2計算期間末日	（2021年 1月25日）	33,522,563,208	33,522,563,208	24,460	24,460
第3計算期間末日	（2022年 1月25日）	52,745,061,933	52,745,061,933	20,390	20,390
第4計算期間末日	（2023年 1月25日）	59,745,984,154	59,745,984,154	17,287	17,287
第5計算期間末日	（2024年 1月25日）	81,940,855,132	81,940,855,132	23,490	23,490
第6計算期間末日	（2025年 1月27日）	95,727,908,402	95,727,908,402	32,468	32,468
第7計算期間末日	（2026年 1月26日）	104,383,812,296	104,383,812,296	34,872	34,872
	2025年 7月末日	98,527,596,177	—	33,226	—
	8月末日	99,533,026,578	—	33,521	—
	9月末日	105,677,500,208	—	35,593	—
	10月末日	112,664,203,818	—	37,718	—
	11月末日	104,581,952,389	—	34,967	—
	12月末日	106,312,740,716	—	35,543	—
	2026年 1月末日	102,168,403,656	—	34,084	—
	2月末日	96,237,043,697	—	31,884	—
	3月末日	89,898,788,136	—	29,574	—
	4月末日	99,013,244,737	—	32,362	—
	5月末日	101,304,794,614	—	32,994	—
	6月末日	98,226,126,797	—	32,035	—
	7月末日	101,337,668,618	—	33,099	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第1計算期間	28.10
第2計算期間	90.94
第3計算期間	△16.63
第4計算期間	△15.21

第5計算期間	35.88
第6計算期間	38.22
第7計算期間	7.40
第8中間計算期間	△4.52

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（4）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	4,409,849,584	2,221,782,167	2,188,067,417
第2計算期間	16,344,829,793	4,827,759,628	13,705,137,582
第3計算期間	27,742,322,324	15,579,204,077	25,868,255,829
第4計算期間	13,291,111,235	4,597,390,689	34,561,976,375
第5計算期間	9,540,048,509	9,218,324,060	34,883,700,824
第6計算期間	6,485,010,869	11,885,378,926	29,483,332,767
第7計算期間	6,847,459,079	6,397,242,219	29,933,549,627
第8中間計算期間	3,082,911,051	2,398,435,101	30,618,025,577

（参考）

マネー・マーケット・マザーファンド

投資状況

2026年7月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	11,307,534,712	100.00
純資産総額		11,307,534,712	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

ａ評価額上位３０銘柄

該当事項はありません。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

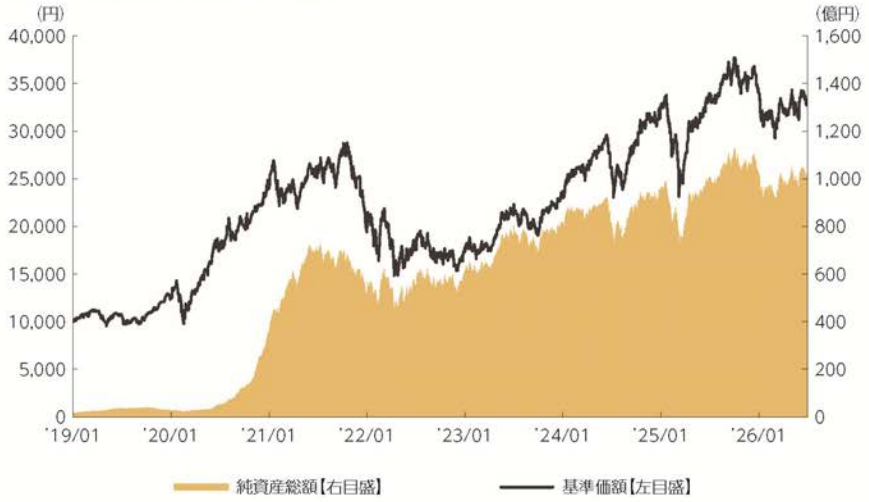
該当事項はありません。

≪参考情報≫

運用実績

2026年7月31日現在

■基準価額・純資産の推移　2019年1月31日(設定日)～2026年7月31日



•基準価額は10,000を起点として表示
•基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	33,099円
純資産総額	1,013億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2026 年 1月	0円
2025 年 1月	0円
2024 年 1月	0円
2023 年 1月	0円
2022 年 1月	0円
2021 年 1月	0円
設定来累計	0円

•分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

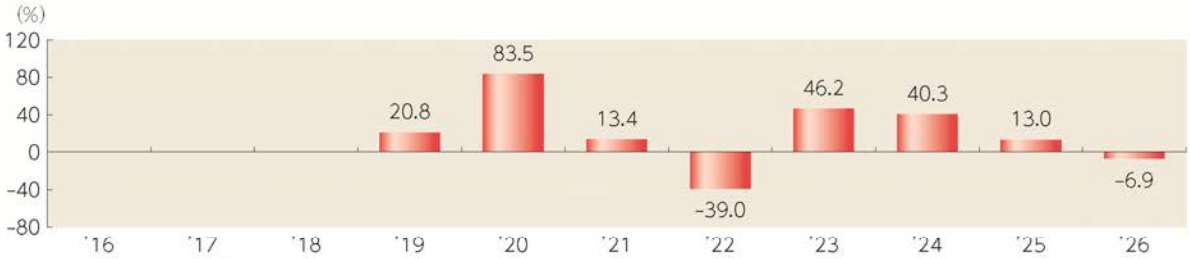
資産構成	比率
ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ロング・ターム・グローバル・グロース・ファンド ークラスC・JPY・アキュムレーション	98.6%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.0%
コールローン他(負債控除後)	1.4%
合計	100.0%

•比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
•コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

	組入上位銘柄	国・地域	業種	比率
1	AMAZON.COM INC	アメリカ	一般消費財・サービス	8.1%
2	NVIDIA CORP	アメリカ	情報技術	7.1%
3	ASML HOLDING NV	オランダ	情報技術	7.0%
4	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	台湾	情報技術	6.7%
5	CLOUDFLARE INC - CLASS A	アメリカ	情報技術	6.0%
6	CONTEMPORARY AMPEREX TECHN-A	中国	資本財・サービス	4.2%
7	APPLOVIN CORP-CLASS A	アメリカ	コミュニケーション・サービス	4.0%
8	TENCENT HOLDINGS LTD	中国	コミュニケーション・サービス	3.4%
9	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	ブラジル	金融	3.2%
10	SPOTIFY TECHNOLOGY SA	スウェーデン	コミュニケーション・サービス	3.1%

•比率は実質的な投資を行う投資信託証券の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
•ベイリー・ギフォード・オーパーシーズ・リミテッドの資料に基づき作成しています。
•外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。

■年間収益率の推移



•収益率は基準価額で計算
•2019年は1月31日(設定日)から年末までの、2026年は年初から7月31日までの収益率を表示
•ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日およびその前後の営業日

ダブリンの銀行の休業日およびその前営業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル　0120-151034

（受付時間：営業日の 9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×3.30％（税抜 3.00％）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後３時 30 分までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の取

得の制限、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。
また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受付を中止することがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付
原則として、いつでも解約の請求ができます。
ただし、以下の日は解約の請求ができません。
ニューヨーク証券取引所の休業日およびその前後の営業日
ダブリンの銀行の休業日およびその前営業日
受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位
販売会社が定める単位

③解約価額
解約請求受付日の翌々営業日の基準価額

④信託財産留保額
ありません。

⑤解約価額の算出頻度
原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法
解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。
なお、下記においてもご照会いただけます。
三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034
（受付時間：営業日の 9:00～17:00）
ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

⑦支払開始日
解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して７営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間
解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後３時 30 分までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し
委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の換金の制限、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖

もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。
また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数
なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。
「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。
（資産の評価方法）
・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券
原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
・転換社債／転換社債型新株予約権付社債
原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。
・公社債等
原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。
残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。
・マザーファンド
計算日における基準価額で評価します。
・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）
原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
※投資対象とする外国投資証券については、資金流出入にともない発生する取引費用などによる純資産への影響を軽減するため、資金流出入が純流入の場合は基準価額が上方に、純流出の場合は下方に調整が行われることがあります。
・外貨建資産
原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。
・外国為替予約取引
原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。
・市場デリバティブ取引
原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。
なお、下記においてもご照会いただけます。
三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034
（受付時間：営業日の 9:00～17:00）
ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限（2019 年 1 月 31 日設定）
ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（4）【計算期間】

毎年１月 26 日から翌年１月 25 日まで
ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）
・ファンドについて、受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合
・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、投資対象とする外国投資証券がその信託を終了することとなる場合、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。
委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併

合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

④反対受益者の受益権買取請求の不適用
委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

⑤関係法人との契約の更改
委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から１年とします。ただし双方から契約満了日の３ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書
委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託
受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告
委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.am.mufg.jp/
なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から 10 年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」を参照してください。

第３【ファンドの経理状況】

１　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２　当ファンドは、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、当期（2025 年 1 月 28 日から 2026 年 1 月 26 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2026年4月1日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　久保　直毅

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西郷　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンドの2025年1月28日から2026年1月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンドの2026年1月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

【ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第6期 ［2025年1月27日現在］	第7期 ［2026年1月26日現在］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,092,452,089	2,975,901,307
投資証券	94,666,207,947	102,589,759,895
親投資信託受益証券	10,010	10,062
未収利息	26,499	58,127
流動資産合計	96,758,696,545	105,565,729,391
資産合計	96,758,696,545	105,565,729,391
負債の部		
流動負債		
未払解約金	332,962,485	343,722,318
未払受託者報酬	14,461,708	17,370,719
未払委託者報酬	682,110,664	819,318,660
その他未払費用	1,253,286	1,505,398
流動負債合計	1,030,788,143	1,181,917,095
負債合計	1,030,788,143	1,181,917,095
純資産の部		
元本等		
元本	29,483,332,767	29,933,549,627
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	66,244,575,635	74,450,262,669
（分配準備積立金）	29,550,878,172	30,955,264,140
元本等合計	95,727,908,402	104,383,812,296
純資産合計	95,727,908,402	104,383,812,296
負債純資産合計	96,758,696,545	105,565,729,391

（2）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期 自　2024年1月26日 至　2025年1月27日	第7期 自　2025年1月28日 至　2026年1月26日
営業収益		
受取利息	2,371,275	10,691,488
有価証券売買等損益	29,944,643,783	9,113,312,000
営業収益合計	29,947,015,058	9,124,003,488
営業費用		
支払利息	12,906	－
受託者報酬	28,693,257	32,030,782

委託者報酬	1,353,365,623	1,510,785,087
その他費用	2,486,625	2,775,879
営業費用合計	1,384,558,411	1,545,591,748
営業利益又は営業損失（△）	28,562,456,647	7,578,411,740
経常利益又は経常損失（△）	28,562,456,647	7,578,411,740
当期純利益又は当期純損失（△）	28,562,456,647	7,578,411,740
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	4,238,207,741	457,519,827
期首剰余金又は期首欠損金（△）	47,057,154,308	66,244,575,635
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,166,583,724	15,346,896,993
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,166,583,724	15,346,896,993
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,303,411,303	14,262,101,872
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,303,411,303	14,262,101,872
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	66,244,575,635	74,450,262,669

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年１月25日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間および当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2025年１月28日から2026年１月26日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第６期 ［2025年１月27日現在］	第７期 ［2026年１月26日現在］
１．期首元本額	34,883,700,824円	29,483,332,767円
期中追加設定元本額	6,485,010,869円	6,847,459,079円
期中一部解約元本額	11,885,378,926円	6,397,242,219円
２．受益権の総数	29,483,332,767口	29,933,549,627口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第６期
自 2024年１月26日
至 2025年１月27日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,138,917円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	24,321,710,794円
収益調整金額	C	36,693,697,463円
分配準備積立金額	D	5,227,028,461円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	66,244,575,635円

第７期
自 2025年１月28日
至 2026年１月26日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,836,785円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	7,112,055,128円
収益調整金額	C	43,494,998,529円
分配準備積立金額	D	23,834,372,227円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	74,450,262,669円

当ファンドの期末残存口数	F	29,483,332,767 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	22,468 円
1 万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

当ファンドの期末残存口数	F	29,933,549,627 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	24,871 円
1 万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

区分	第 6 期 自 2024 年 1 月 26 日 至 2025 年 1 月 27 日	第 7 期 自 2025 年 1 月 28 日 至 2026 年 1 月 26 日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2　金融商品の時価等に関する事項

区分	第 6 期 [2025 年 1 月 27 日現在]	第 7 期 [2026 年 1 月 26 日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（1）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	（1）有価証券 同左
	（2）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。	（2）デリバティブ取引 同左
	（3）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（3）上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第6期 ［2025年 1月27日現在］	第7期 ［2026年 1月26日現在］
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資証券	27,566,910,147	9,099,733,486
親投資信託受益証券	12	52
合計	27,566,910,159	9,099,733,538

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第6期 ［2025年 1月27日現在］	第7期 ［2026年 1月26日現在］
1口当たり純資産額	3.2468円	3.4872円
(1万口当たり純資産額)	(32,468円)	(34,872円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
投資証券	ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ロング・ターム・グローバル・グロース・ファンドークラスＣ・ＪＰＹ・アキュムレーション	25,859,405.64	102,589,759,895	
投資証券 合計		25,859,405.64	102,589,759,895	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	9,821	10,062	
親投資信託受益証券 合計		9,821	10,062	
合計		25,869,226.64	102,589,769,957	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マネー・マーケット・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	［2026年 1月 26日現在］
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,127,315,771
現先取引勘定	7,088,897,095
未収利息	41,552
流動資産合計	9,216,254,418
資産合計	9,216,254,418
負債の部	
流動負債	
未払解約金	6,913,077
流動負債合計	6,913,077
負債合計	6,913,077
純資産の部	
元本等	
元本	8,988,383,364
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	220,957,977
元本等合計	9,209,341,341
純資産合計	9,209,341,341
負債純資産合計	9,216,254,418

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	［2026年 1月 26日現在］
1．　期首	2025年 1月 28日
期首元本額	5,466,965,701円

期中追加設定元本額	66,660,183,227円
期中一部解約元本額	63,138,765,564円
元本の内訳※	
三菱ＵＦＪ　ＤＣ金利連動アロケーション型バランスファンド	2,141,315,573円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞	22,692,015円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールド円インカムファンド（毎月分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールド米ドルインカムファンド（毎月分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜アジアバスケット通貨コース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞	1,327,940円
三菱ＵＦＪ　欧州ハイイールド債券ファンド　ユーロ円プレミアム（毎月分配型）	4,850,169円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジあり）	2,515,903円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジなし）	4,289,171円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（毎月分配型）	9,821円
バリュー・ボンド・ファンド＜為替リスク軽減型＞（毎月決算型）	9,822円
バリュー・ボンド・ファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド＜為替リスク軽減型＞（年１回決算型）	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド＜為替ヘッジなし＞（年１回決算型）	9,829円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜マネープールファンドＡ＞	18,473,545円
三菱ＵＦＪ／ピムコ　トータル・リターン・ファンド＜米ドルヘッ	9,821円

ジ型＞（毎月決算型）	
三菱ＵＦＪ／ピムコ　トータル・リターン・ファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	9,821円
三菱ＵＦＪ／ピムコ　トータル・リターン・ファンド＜米ドルヘッジ型＞（年１回決算型）	9,821円
三菱ＵＦＪ／ピムコ　トータル・リターン・ファンド＜為替ヘッジなし＞（年１回決算型）	9,821円
米国バンクローンファンド＜為替ヘッジあり＞（毎月分配型）	9,821円
米国バンクローンファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月分配型）	9,821円
米国バンクローン・オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）	98,223円
米国バンクローン・オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	98,222円
米国バンクローン・オープン＜為替ヘッジあり＞（年１回決算型）	98,222円
米国バンクローン・オープン＜為替ヘッジなし＞（年１回決算型）	98,222円
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜円インカム＞（毎月分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜円インカム＞（年２回分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞（毎月分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞（年２回分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜世界通貨分散コース＞（毎月分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜世界通貨分散コース＞（年２回分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　米ドル円プレミアム（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０３０（確定拠出年金）	4,150,402,144円
マクロ・トータル・リターン・ファンド	9,820円
米国バンクローンファンド＜為替ヘッジあり＞（資産成長型）	9,820円
米国バンクローンファンド＜為替ヘッジなし＞（資産成長型）	9,821円
テンプルトン新興国小型株ファンド	49,097円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜限定為替ヘッジあり＞（毎月決算型）	9,821円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜限定為替ヘッジあり＞（年２回決算型）	9,821円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	9,821円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜為替ヘッジなし＞（年２回決算型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０３５（確定拠出年金）	1,113,152,559円
わたしの未来設計＜安定重視型＞（分配コース）	9,820円
わたしの未来設計＜安定重視型＞（分配抑制コース）	9,820円
わたしの未来設計＜成長重視型＞（分配コース）	9,820円
わたしの未来設計＜成長重視型＞（分配抑制コース）	9,820円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821円
グローバル・インカム・フルコース（為替リスク軽減型）	983円
グローバル・インカム・フルコース（為替ヘッジなし）	983円
＜ＤＣ＞ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821円
ベイリー・ギフォード　インパクト投資ファンド	9,821円
＜ＤＣ＞ベイリー・ギフォード　ＥＳＧ世界株ファンド	9,822円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド（予想分配金提示型）	9,822円
ベイリー・ギフォード　インパクト投資ファンド（予想分配金提示型）	9,822円
三菱ＵＦＪ　インド債券オープン（毎月決算型）	39,351円

マネープールファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	1,379,799,274 円
ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）	9,821 円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン　Ａコース（為替ヘッジなし）	9,821 円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン　Ｂコース（為替ヘッジあり）	9,821 円
三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤーファンド　２０３０	18,620,792 円
三菱ＵＦＪ　＜ＤＣ＞ターゲット・イヤー　ファンド　２０３０	129,901,157 円
合計	8,988,383,364 円
２．　受益権の総数	8,988,383,364 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１　金融商品の状況に関する事項

区分	自 2025 年 1 月 28 日 至 2026 年 1 月 26 日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	［2026 年 1 月 26 日現在］
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	［2026 年 1 月 26 日現在］
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1.0246 円 (10,246 円)

附属明細表

第１　有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【中間財務諸表】

１　当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第２８４条、第３０７条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
　なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２　当ファンドは、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、当中間計算期間（2026 年 1 月 27 日から 2026 年 7 月 26 日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2026 年 9 月 30 日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保　直毅

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西郷　篤

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンドの 2026 年 1 月 27 日から 2026 年 7 月 26 日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンドの 2026 年 7 月 26 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2026 年 1 月 27 日から 2026 年 7 月 26 日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク

評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第７期 ［ 2026 年 1 月 26 日現在 ］	第８期中間計算期間末 ［ 2026 年 7 月 26 日現在 ］
資産の部		
流動資産		
金銭信託	－	23,366,189
コール・ローン	2,975,901,307	2,472,519,201
投資証券	102,589,759,895	100,502,618,918
親投資信託受益証券	10,062	10,101
未収利息	58,127	196,528
流動資産合計	105,565,729,391	102,998,710,937
資産合計	105,565,729,391	102,998,710,937
負債の部		
流動負債		
未払解約金	343,722,318	282,549,212
未払受託者報酬	17,370,719	16,092,545
未払委託者報酬	819,318,660	759,031,417
その他未払費用	1,505,398	1,394,627
流動負債合計	1,181,917,095	1,059,067,801
負債合計	1,181,917,095	1,059,067,801
純資産の部		
元本等		
元本	29,933,549,627	30,618,025,577
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	74,450,262,669	71,321,617,559
（分配準備積立金）	30,955,264,140	28,610,478,413
元本等合計	104,383,812,296	101,939,643,136
純資産合計	104,383,812,296	101,939,643,136
負債純資産合計	105,565,729,391	102,998,710,937

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第７期中間計算期間 自　2025 年 1 月 28 日 至　2025 年 7 月 27 日	第８期中間計算期間 自　2026 年 1 月 27 日 至　2026 年 7 月 26 日
営業収益		
受取利息	4,343,472	8,094,970
有価証券売買等損益	3,277,141,994	△3,830,850,938
営業収益合計	3,281,485,466	△3,822,755,968
営業費用		
受託者報酬	14,660,063	16,092,545
委託者報酬	691,466,427	759,031,417
その他費用	1,270,481	1,394,627

営業費用合計	707,396,971	776,518,589
営業利益又は営業損失（△）	2,574,088,495	△4,599,274,557
経常利益又は経常損失（△）	2,574,088,495	△4,599,274,557
中間純利益又は中間純損失（△）	2,574,088,495	△4,599,274,557
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△471,526,367	△544,122,854
期首剰余金又は期首欠損金（△）	66,244,575,635	74,450,262,669
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,794,905,087	6,854,563,428
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,794,905,087	6,854,563,428
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,275,840,703	5,928,056,835
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,275,840,703	5,928,056,835
分配金	－	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	68,809,254,881	71,321,617,559

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値または基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年１月25日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当中間計算期間は2026年１月27日から2026年７月26日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

	第７期 ［2026年１月26日現在］	第８期中間計算期間末 ［2026年７月26日現在］
１．　期首元本額	29,483,332,767円	29,933,549,627円
期中追加設定元本額	6,847,459,079円	3,082,911,051円
期中一部解約元本額	6,397,242,219円	2,398,435,101円
２．　受益権の総数	29,933,549,627口	30,618,025,577口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第７期中間計算期間 自　2025年１月28日 至　2025年７月27日	第８期中間計算期間 自　2026年１月27日 至　2026年７月26日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	第７期 ［2026年１月26日現在］	第８期中間計算期間末 ［2026年７月26日現在］
１．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引

	デリバティブ取引は、該当事項はありません。	同左
	（３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（３）上記以外の金融商品 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第７期 ［2026年 1月 26日現在］	第８期中間計算期間末 ［2026年 7月 26日現在］
１口当たり純資産額	3.4872円	3.3294円
(１万口当たり純資産額)	(34,872円)	(33,294円)

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マネー・マーケット・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	［2026年 7月 26日現在］
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,115,837,291
現先取引勘定	9,189,432,633
未収利息	56,059
流動資産合計	11,305,325,983
資産合計	11,305,325,983
負債の部	
流動負債	
未払解約金	375,201
流動負債合計	375,201
負債合計	375,201

純資産の部	
元本等	
元本	10,991,079,045
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	313,871,737
元本等合計	11,304,950,782
純資産合計	11,304,950,782
負債純資産合計	11,305,325,983

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

	［2026年 7月 26日現在］
1．　期首	2026年 1月 27日
期首元本額	8,988,383,364円
期中追加設定元本額	2,854,279,128円
期中一部解約元本額	851,583,447円
元本の内訳※	
三菱ＵＦＪ　ＤＣ金利連動アロケーション型バランスファンド	2,932,288,922円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞	22,168,346円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールド円インカムファンド（毎月分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールド米ドルインカムファンド（毎月分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（毎月分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（毎月分配型）	9,821円
バリュー・ボンド・ファンド＜為替リスク軽減型＞（毎月決算型）	9,822円
バリュー・ボンド・ファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド＜為替リスク軽減型＞（年１回決算型）	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド＜為替ヘッジなし＞（年１回決算型）	9,829円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜マネープールファンドＡ＞	18,443,347円
三菱ＵＦＪ／ピムコ　トータル・リターン・ファンド＜米ドルヘッジ型＞（毎月決算型）	9,821円
三菱ＵＦＪ／ピムコ　トータル・リターン・ファンド＜為替ヘッジ	9,821円

なし＞（毎月決算型）	
三菱ＵＦＪ／ピムコ　トータル・リターン・ファンド＜米ドルヘッジ型＞（年１回決算型）	9,821 円
三菱ＵＦＪ／ピムコ　トータル・リターン・ファンド＜為替ヘッジなし＞（年１回決算型）	9,821 円
米国バンクローンファンド＜為替ヘッジあり＞（毎月分配型）	9,821 円
米国バンクローンファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月分配型）	9,821 円
米国バンクローン・オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）	98,223 円
米国バンクローン・オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	98,222 円
米国バンクローン・オープン＜為替ヘッジあり＞（年１回決算型）	98,222 円
米国バンクローン・オープン＜為替ヘッジなし＞（年１回決算型）	98,222 円
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜円インカム＞（毎月分配型）	9,821 円
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜円インカム＞（年２回分配型）	9,821 円
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞（毎月分配型）	9,821 円
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞（年２回分配型）	9,821 円
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜世界通貨分散コース＞（毎月分配型）	9,821 円
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜世界通貨分散コース＞（年２回分配型）	9,821 円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　米ドル円プレミアム（毎月分配型）	9,821 円
三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０３０（確定拠出年金）	4,786,424,957 円
米国バンクローンファンド＜為替ヘッジあり＞（資産成長型）	9,820 円
米国バンクローンファンド＜為替ヘッジなし＞（資産成長型）	9,821 円
テンプルトン新興国小型株ファンド	49,097 円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜限定為替ヘッジあり＞（毎月決算型）	9,821 円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜限定為替ヘッジあり＞（年２回決算型）	9,821 円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	9,821 円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜為替ヘッジなし＞（年２回決算型）	9,821 円
三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０３５（確定拠出年金）	1,407,590,223 円
わたしの未来設計＜安定重視型＞（分配コース）	9,820 円
わたしの未来設計＜安定重視型＞（分配抑制コース）	9,820 円
わたしの未来設計＜成長重視型＞（分配コース）	9,820 円
わたしの未来設計＜成長重視型＞（分配抑制コース）	9,820 円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821 円
グローバル・インカム・フルコース（為替リスク軽減型）	983 円
グローバル・インカム・フルコース（為替ヘッジなし）	983 円
＜ＤＣ＞ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821 円
ベイリー・ギフォード　インパクト投資ファンド	9,821 円
＜ＤＣ＞ベイリー・ギフォード　ＥＳＧ世界株ファンド	9,822 円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド（予想分配金提示型）	9,822 円
ベイリー・ギフォード　インパクト投資ファンド（予想分配金提示型）	9,822 円
三菱ＵＦＪ　インド債券オープン（毎月決算型）	39,351 円
マネープールファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	1,804,221,167 円
ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）	9,821 円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン　Ａコース（為替ヘッジ	9,821 円

なし）	
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン　Ｂコース（為替ヘッジあり）	9,821 円
三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤーファンド　２０３０	18,987,349 円
合計	10,991,079,045 円
２．　受益権の総数	10,991,079,045 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	［2026 年 7 月 26 日現在］
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
２.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	［2026 年 7 月 26 日現在］
1 口当たり純資産額	1.0286 円
(1 万口当たり純資産額)	(10,286 円)

２【ファンドの現況】

【ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド】

【純資産額計算書】

2026 年 7 月 31 日現在

（単位：円）

Ⅰ　資産総額	101,563,142,780
Ⅱ　負債総額	225,474,162
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	101,337,668,618
Ⅳ　発行済口数	30,616,768,286口
Ⅴ　１口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	3.3099

（10,000 口当たり）	（33,099）

（参考）

マネー・マーケット・マザーファンド

純資産額計算書

2026 年 7 月 31 日現在

（単位：円）

Ⅰ　資産総額	11,307,856,983
Ⅱ　負債総額	322,271
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	11,307,534,712
Ⅳ　発行済口数	10,991,510,057口
Ⅴ　1 口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0288
（10,000 口当たり）	（10,288）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録さ

れている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2026 年 7 月末現在、資本金は 2,000 百万円です。なお、発行可能株式総数は 400,000 株であり、211,581 株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社です。会社の機関としては、株主総会の他、取締役会、代表取締役、監査等委員会を設置しています。

株主総会

株主総会は、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更の承認等を行います。

取締役会

取締役会は、株主総会で選任された取締役で構成され、経営の基本方針の決定、内部統制システムの整備、取締役の職務の執行の監督、代表取締役の選定・解職などを行います。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する任意の機関として、経営会議を設置しています。

代表取締役

代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定され、当社を代表します。

監査等委員会

監査等委員会は、株主総会で選任された監査等委員である取締役で構成され、取締役の職務執行について監査を行うほか、各監査等委員である取締役は、取締役として取締役会の決議に参加します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

各運用部は国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

①で策定された投資環境見通しに沿って、各運用部は運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用モニタリング会議を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2026年 7月 31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

商品分類	本　数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	783	64,217,311
追加型公社債投資信託	17	1,679,359
単位型株式投資信託	43	262,022
単位型公社債投資信託	34	96,390
合　計	877	66,255,082

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号)」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号)」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 41 期事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026 年 6 月 5 日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴　見　将　史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田　嶋　大　士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの第 41 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の 2026 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．　XBRL データは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

	第40期 （2025年3月31日現在）		第41期 （2026年3月31日現在）	
（資産の部）				
流動資産				
現金及び預金		37,354		38,323
有価証券		700		3,347
前払費用		770		937
未収入金		25		0
未収委託者報酬		24,418		29,726
未収収益	※2	1,005	※2	1,081
金銭の信託		1,650		3,151
その他		398		526
流動資産合計		66,325		77,094
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	2,762	※1	2,581
器具備品	※1	1,045	※1	1,542
土地		628		628
建設仮勘定		747		6
有形固定資産合計		5,184		4,758
無形固定資産				
ソフトウェア		4,452		4,732
ソフトウェア仮勘定		1,003		861
無形固定資産合計		5,456		5,594
投資その他の資産				
投資有価証券		10,302		17,107
関係会社株式		159		159
投資不動産	※1	1,712	※1	1,641
長期差入保証金		690		689
繰延税金資産		1,640		1,362
その他		45		45
貸倒引当金		△23		△23
投資その他の資産合計		14,526		20,981
固定資産合計		25,166		31,334
資産合計		91,491		108,428

（単位：百万円）

	第40期 （2025年3月31日現在）		第41期 （2026年3月31日現在）	
（負債の部）				
流動負債				
預り金		474		567
未払金				
未払収益分配金		114		130
未払償還金		151		166
未払手数料		8,878		11,249
その他未払金	※2	819	※2	1,817
未払費用	※2	10,352	※2	11,814
未払消費税等		1,211		1,352
未払法人税等		3,187		4,562
賞与引当金		1,308		1,636
役員賞与引当金		259		307
その他		1		0
流動負債合計		26,761		33,606
固定負債				
退職給付引当金		1,654		1,726
役員退職慰労引当金		25		11
時効後支払損引当金		244		240
資産除去債務		1,444		1,460
その他		29		29
固定負債合計		3,398		3,467
負債合計		30,159		37,074
（純資産の部）				
株主資本				
資本金		2,000		2,000
資本剰余金				
資本準備金		3,572		3,572
その他資本剰余金		41,160		41,160
資本剰余金合計		44,732		44,732
利益剰余金				
利益準備金		342		342
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		12,846		21,587
利益剰余金合計		13,189		21,929
株主資本合計		59,921		68,662

（単位：百万円）

	第40期 （2025年3月31日現在）	第41期 （2026年3月31日現在）
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,410	2,691
評価・換算差額等合計	1,410	2,691
純資産合計	61,332	71,354
負債純資産合計	91,491	108,428

（2）【損益計算書】

（単位：百万円）

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	114,618	127,568
投資顧問料	3,645	4,011
その他営業収益	2	0
営業収益合計	118,266	131,580
営業費用		
支払手数料	39,884	45,876
広告宣伝費	692	624
公告費	0	0
調査費		
調査費	4,604	5,304
委託調査費	32,816	34,202
事務委託費	2,486	2,110
営業雑経費		
通信費	156	139
印刷費	389	366
協会費	88	103
諸会費	23	27
事務機器関連費	2,925	3,252
営業費用合計	84,071	92,006
一般管理費		
給料		
役員報酬	469	502
給料・手当	7,985	8,390
賞与引当金繰入	1,308	1,636
役員賞与引当金繰入	259	307
福利厚生費	1,538	1,613
交際費	12	13
旅費交通費	132	195
租税公課	478	709
不動産賃借料	644	634
退職給付費用	377	379
固定資産減価償却費	2,383	2,609
諸経費	1,174	1,198
一般管理費合計	16,765	18,192
営業利益	17,429	21,380

（単位：百万円）

		第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）		第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
営業外収益				
受取配当金		107		171
有価証券利息		－		8
受取利息		12		81
投資有価証券償還益		29		6
収益分配金等時効完成分		4		57
受取賃貸料		214		204
その他		22		34
営業外収益合計		390		563
営業外費用				
投資有価証券償還損		7		10
時効後支払損引当金繰入		15		－
事務過誤費		7		23
賃貸関連費用		188		182
投資事業組合運用損		－		19
その他		9		0
営業外費用合計		227		236
経常利益		17,592		21,707
特別利益				
投資有価証券売却益		739		326
特別利益合計		739		326
特別損失				
投資有価証券売却損		138		14
投資有価証券評価損		－		37
固定資産除却損	※2	18	※2	2
固定資産売却損	※1	6		－
減損損失	※4	1,306		－
事業譲渡関連損失	※5	491		－
特別損失合計		1,961		54
税引前当期純利益		16,371		21,979
法人税、住民税及び事業税	※3	5,356	※3	6,780
法人税等調整額		△344		△312
法人税等合計		5,011		6,468
当期純利益		11,359		15,510

（3）【株主資本等変動計算書】

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
別途積立金の取崩				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	―	―	―	―
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310
当期変動額					
剰余金の配当			△45,747	△45,747	△45,747
当期純利益			11,359	11,359	11,359
別途積立金の取崩		△6,998	6,998	―	―
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	△6,998	△27,390	△34,388	△34,388
当期末残高	342	―	12,846	13,189	59,921

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,937	1,937	96,247
当期変動額			
剰余金の配当			△45,747
当期純利益			11,359
別途積立金の取崩			―
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△527	△527	△527
当期変動額合計	△527	△527	△34,915
当期末残高	1,410	1,410	61,332

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	―	―	―	―
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金			株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
		繰越利益剰余金		
当期首残高	342	12,846	13,189	59,921
当期変動額				
剰余金の配当		△6,770	△6,770	△6,770
当期純利益		15,510	15,510	15,510
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	―	8,740	8,740	8,740
当期末残高	342	21,587	21,929	68,662

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,410	1,410	61,332
当期変動額			
剰余金の配当			△6,770
当期純利益			15,510
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,281	1,281	1,281
当期変動額合計	1,281	1,281	10,021
当期末残高	2,691	2,691	71,354

[注記事項]

(重要な会計方針)

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2.金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	3年～20年
投資不動産	3年～50年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額

法により費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金
時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬
投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年 2 回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料
顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年 4 回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7.その他財務諸表作成のための基礎となる事項
グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)
「リースに関する会計基準」(企業会計基準第 34 号　2024 年 9 月 13 日　企業会計基準委員会)
「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 33 号　2024 年 9 月 13 日　企業会計基準委員会) 等

(1)概要
企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。
借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日
2028 年 3 月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響
「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第 41 号　2026 年 1 月 9 日　企業会計基準委員会)
「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 35 号　2026 年 1 月 9 日　企業会計基準委員会)

(1)概要
「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書 560 実務指針第 1 号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲

して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(貸借対照表関係)

※1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
建物	682百万円	862百万円
器具備品	2,168百万円	1,144百万円
投資不動産	288百万円	359百万円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
未収収益	16百万円	37百万円
その他未払金	43百万円	215百万円
未払費用	29百万円	183百万円

(損益計算書関係)

※1.固定資産売却損の内訳

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
器具備品	6百万円	－
計	6百万円	－

※2.固定資産除却損の内訳

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物	－	2百万円
器具備品	2百万円	0百万円
ソフトウェア	－	－
電話加入権	15百万円	－
計	18百万円	2百万円

※3.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
法人税、住民税及び事業税	42百万円	251百万円

※4.減損損失

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都港区（本社）	インターネット直販サービス	ソフトウェア	1,306百万円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を 1 つのグルーピングとしております。

現行のソフトウェアについて、利用終了が見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

※5.事業譲渡関連損失

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

吸収分割に伴うものであり、データ移管に伴うシステム対応費用であります。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 （株）	当事業年度増加株式数 （株）	当事業年度減少株式数 （株）	当事業年度末株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	211,581	－	－	211,581
合計	211,581	－	－	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額 45,747百万円
② １株当たり配当額 216,218円
③ 基準日 2024年3月31日
④ 効力発生日 2024年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額 6,770百万円
② 配当の原資 利益剰余金
③ １株当たり配当額 31,998円
④ 基準日 2025年3月31日
⑤ 効力発生日 2025年6月27日

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 （株）	当事業年度増加株式数 （株）	当事業年度減少株式数 （株）	当事業年度末株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	211,581	－	－	211,581
合計	211,581	－	－	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

2025年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	6,770百万円
②	１株当たり配当額	31,998円
③	基準日	2025年3月31日
④	効力発生日	2025年6月27日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①	配当金の総額	12,408百万円
②	配当の原資	利益剰余金
③	１株当たり配当額	58,647円
④	基準日	2026年3月31日
⑤	効力発生日	2026年6月26日

（リース取引関係）

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第40期（2025年3月31日現在）	第41期（2026年3月31日現在）
1年内	681百万円	171百万円
1年超	170百万円	4百万円
合計	851百万円	176百万円

（金融商品関係）

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）及び国債で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下、「時価算定適用指針」という。）第24-16項を適用した投資事業有限責任組合等への出資は、次表には含まれておりません（(注3）参照)。

第 40 期(2025 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1)　現金及び預金	37,354	37,352	△1
(2)　有価証券	700	700	－
(3)　金銭の信託	1,650	1,650	－
(4)　投資有価証券	10,099	10,099	－
資産計	49,805	49,803	△1

(注 1)　「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2)　現金及び預金に含まれるコーラブル預金（定期預金）（貸借対照表計上額 1,000 百万円）の時価は、取引先金融機関から提示された価格によっております。その他の現金及び預金（貸借対照表計上額 36,354 百万円）については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、当該帳簿価額によっております。

(注 3)　市場価格のない株式等、時価算定適用指針第 24-16 項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 159 百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。また投資有価証券のうち、時価算定適用指針第 24-16 項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資（当事業年度の貸借対照表計上額 202 百万円）は上記に含めておりません。

(注 4)　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 5)　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 40 期(2025 年 3 月 31 日現在)　（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	37,354	－	－	－
金銭の信託	1,650	－	－	－
未収委託者報酬	24,418	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	700	3,248	268	11
合計	64,124	3,248	268	11

第 41 期(2026 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1)　有価証券	3,347	3,347	－
(2)　金銭の信託	3,151	3,151	－
(3)　投資有価証券	16,751	16,751	－
資産計	23,250	23,250	－

(注 1)　「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2)　投資有価証券には、時価算定適用指針第 24-3 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注 3)　市場価格のない株式等、時価算定適用指針第 24-16 項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 159 百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。また投資有価証券のうち、時価算定適用指針第 24-16 項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資（当事業年度の貸借対照表計上額 355 百万円）は上記に含めておりません。

(注 4)　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
　金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。
(注 5)　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 41 期(2026 年 3 月 31 日現在)　(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	38,323	－	－	－
金銭の信託	3,151	－	－	－
未収委託者報酬	29,726	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債	1,999	－	－	－
投資信託	1,348	2,241	1,919	1,996
合計	74,548	2,241	1,919	1,996

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
　金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。
　なお、時価算定適用指針第 24-3 項の取扱いを適用した投資信託は、次表には含めておりません((1) ＊参照)。
レベル 1 の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル 2 の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル 3 の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
第 40 期(2025 年 3 月 31 日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券	－	700	－	700
金銭の信託	－	1,650	－	1,650
投資有価証券	2,601	7,498	－	10,099
資産計	2,601	9,849	－	12,450

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
有価証券及び投資有価証券
　ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETF は活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しております。
　ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル 2 の時価に分類しております。
金銭の信託
　取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

第 41 期(2026 年 3 月 31 日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券	1,999	1,348	－	3,347
金銭の信託	－	3,151	－	3,151
投資有価証券(＊)	5,740	10,711	－	16,451
資産計	7,739	15,210	－	22,950

（＊）時価算定適用指針第 24-3 項の取扱いを適用した投資信託（貸借対照表計上額 300 百万円）は、上記には含めておりません。

（注 1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）及び国債は相場価格を用いて評価しております。ETF 及び国債は活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル 2 の時価に分類しております。時価算定適用指針第 24-3 項の取扱いを適用し、基準価額を時価とみなした投資信託はレベルを付しておりません。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

（注 2）時価算定適用指針第 24-3 項の取扱いを適用した投資信託に関する情報

期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期の損益に計上した額	その他有価証券評価差額金に計上した額	購入、売却及び償還による変動額	基準価額を時価とみなすこととした額	基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
投資有価証券（その他有価証券）	－	－	0	300	－	－	300	－

（注）決算日における解約等に関する制限の主な内容は、解約不可とされるものが 300 百万円であります。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

第 40 期（2025 年 3 月 31 日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
現金及び預金	－	998	－	998
資産計	－	998	－	998

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

現金及び預金

コーラブル預金（定期預金）は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

その他の現金及び預金（貸借対照表計上額 36,354 百万円）は、上記に含めておりません。

第 41 期(2026 年 3 月 31 日現在)
該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在) 及び第 41 期 (2026 年 3 月 31 日現在)
関連会社株式 (貸借対照表計上額は 159 百万円) は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第 40 期(2025 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	9,857	7,508	2,348
	小計	9,857	7,508	2,348
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	2,593	2,884	△290
	小計	2,593	2,884	△290
合計		12,450	10,392	2,058

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は 1,650 百万円、取得原価は 1,650 百万円) を含めております。

第 41 期(2026 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	17,489	13,219	4,269
	小計	17,489	13,219	4,269
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	1,999	1,999	△0
	その他	3,762	4,091	△328
	小計	5,761	6,090	△329
合計		23,250	19,309	3,940

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は 3,151 百万円、取得原価は 3,150 百万円) を含めております。

3. 売却したその他有価証券

第 40 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	4,044	739	138
合計	4,044	739	138

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	－	－	－
債券	－	－	－
その他	1,780	326	14
合計	1,780	326	14

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度においては、減損処理を行っておりません。

当事業年度において、有価証券について 37 百万円（その他有価証券のその他 37 百万円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
退職給付債務の期首残高	3,652 百万円	3,437 百万円
勤務費用	180	178
利息費用	47	67
数理計算上の差異の発生額	△207	△239
退職給付の支払額	△236	△286
過去勤務費用の発生額	－	－
退職給付債務の期末残高	3,437	3,157

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
年金資産の期首残高	2,492 百万円	2,350 百万円
期待運用収益	44	42
数理計算上の差異の発生額	△62	144
事業主からの拠出額	－	－
退職給付の支払額	△116	△154
退職給付制度終了に伴う調整額	△8	－
年金資産の期末残高	2,350	2,383

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	2,018 百万円	1,762 百万円
年金資産	△2,350	△2,383
	△332	△620
非積立型制度の退職給付債務	1,418	1,394
未積立退職給付債務	1,086	773
未認識数理計算上の差異	660	979
未認識過去勤務費用	△92	△27
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,654	1,726
退職給付引当金	1,654	1,726
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,654	1,726

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	180 百万円	178 百万円
利息費用	47	67
期待運用収益	△44	△42
数理計算上の差異の費用処理額	△43	△64
過去勤務費用の費用処理額	65	65
その他	△0	1
確定給付制度に係る退職給付費用	204	205

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
債券	64.7 %	67.8 %
株式	33.2	29.2
その他	2.1	3.0
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
割引率	2.07～2.11%	2.89～2.97%
長期期待運用収益率	1.8%	1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度172百万円、当事業年度173百万円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	392百万円	385百万円
投資有価証券評価損	28	40
未払事業税	173	245
賞与引当金	400	515
役員賞与引当金	48	67
役員退職慰労引当金	8	3
退職給付引当金	521	544
減価償却超過額	291	297
資産除去債務	52	87
時効後支払損引当金	77	75
その他	296	339
繰延税金資産　小計	2,290	2,603
評価性引当額	－	－
繰延税金資産　合計	2,290	2,603
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△648	△1,238
その他	△1	△2
繰延税金負債　合計	△649	△1,241
繰延税金資産の純額	1,640	1,362

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第40期(2025年3月31日現在)及び第41期(2026年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3.法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（資産除去債務関係）
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
1. 当該資産除去債務の概要
　建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法
　使用見込期間を取得から 15 年と見積り、割引率は 1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在)	第 41 期 (2026 年 3 月 31 日現在)
期首残高	1,428 百万円	1,444 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加	－	－
時の経過による調整額	15 百万円	15 百万円
期末残高	1,444 百万円	1,460 百万円

（収益認識関係）
1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
　収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
　収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) の 6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
　重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）
[セグメント情報]
第 40 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）及び第 41 期（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）
　当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]
第 40 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）及び第 41 期（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）
1. 製品及びサービスごとの情報
　単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。
2. 地域ごとの情報
　(1) 営業収益
　　投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。
　(2) 有形固定資産
　　本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。
3. 主要な顧客ごとの情報
　投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)
1.関連当事者との取引
(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等
第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)
親会社	㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有直接100.0%	グループ通算制度	グループ通算制度に伴う通算税効果額(注1)	42百万円	その他未払金	43百万円
						経営管理	経営管理手数料(注2)	508百万円		
						役員の兼任				

第41期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)
親会社	㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有直接100.0%	グループ通算制度	グループ通算制度に伴う通算税効果額(注1)	251百万円	その他未払金	215百万円
						経営管理	経営管理手数料(注2)	647百万円		
						役員の兼任				

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注) 1.グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。
2.経営管理手数料については、経営管理契約に基づく取引条件によっております。
3.上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注4）	科目	期末残高（注4）
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1） 投資助言料（注2）	5,310百万円 451百万円	未払手数料 未払費用	952百万円 237百万円
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 取引銀行	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1） コーラブル預金の預入（注3）	4,747百万円 1,000百万円	未払手数料 現金及び預金	1,115百万円 1,000百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	8,404百万円	未払手数料	1,572百万円

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注4）	科目	期末残高（注4）
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1） 投資助言料（注2）	5,693百万円 460百万円	未払手数料 未払費用	1,169百万円 262百万円
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	5,038百万円	未払手数料	1,350百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	9,745百万円	未払手数料	1,832百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

2．投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

3．預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。

4．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
1株当たり純資産額	289,876.37円	337,242.83円
1株当たり当期純利益金額	53,688.15円	73,309.88円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. １株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
当期純利益金額　（百万円）	11,359	15,510
普通株主に帰属しない金額 （百万円）	－	－
普通株式に係る当期純利益金額 （百万円）	11,359	15,510
普通株式の期中平均株式数　（株）	211,581	211,581

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

約款

追加型証券投資信託

ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド

約　　款

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、主として中長期的な値上がり益の獲得をめざして運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

（２）投資態度

①外国投資法人であるベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ロング・ターム・グローバル・グロース・ファンドの円建ての投資信託証券（クラスＣ・ＪＰＹ・アキュムレーション）への投資を通じて、主として日本を含む世界各国（新興国を含みます。）の株式等（ＤＲ（預託証券）を含みます。）に投資を行います。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

②外国投資法人の投資信託証券への投資は高位を維持することを基本とします。

③実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（３）投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

③外貨建資産への直接投資は行いません。

④デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。(投資信託証券を通じて行う場合を含みます。)

３．収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
『ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド』約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　この信託は、証券投資信託であり、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託事務の委託）
第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第１項および第２項ならびに第21条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
（信託の目的および金額）
第３条　委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
（信託金の限度額）
第４条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第８項、第38条第１項および第２項、第39条第１項、第40条第１項および第42条第２項の規定による信託期間終了日までとします。
（受益権の取得申込みの勧誘の種類）
第６条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。
（当初の受益者）
第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）
第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。
②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権

総口数で除して得た金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条　この信託の受益権は､信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条　受託者は、第３条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条　委託者は、第８条第１項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、１口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の定める単位をもって取得申込みに応じることができます。ただし、取得申込者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と別に定める累積投資契約約款に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結している場合に限り、１口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

③ 委託者ならびに委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前２項による受益権の取得申込みに応じないものとします。

④ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の取得の制限、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第１項および第２項による受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

⑤　委託者は、前２項の規定にかかわらず、受益者が第35条第３項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合または受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

⑥　第１項および第２項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌々営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、１口につき１円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑦　前項の手数料の額は、委託者ならびに委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

⑧　第６項の規定にかかわらず、受益者が第35条第３項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合または受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第29条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑨　第１項および第２項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第35条の２に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第６項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類等）

第16条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（投資の対象とする有価証券等）

第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

１．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

２．コマーシャル・ペーパー

３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第１号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第21条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第１項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第24条から第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条第１項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第24条から第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（公社債の借入れ）

第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②　前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第21条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存に係る業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第22条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第23条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財

産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第24条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第25条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第26条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③　収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第27条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第28条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第29条　この信託の計算期間は、毎年１月26日から翌年１月25日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日から2020年１月27日までとし、最終計算期間の終了日は第５条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第30条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

⑤　受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできないものとします。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第31条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の６ヵ月終了日､および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等）

第32条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の144.5の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の６ヵ月終了日、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配）

第33条　信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第34条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第35条第４項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第37条第３項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第35条第５項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第35条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間

の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第35条の２に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は第11条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 委託者は、第１項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は第11条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

④ 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第35条の２に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤ 一部解約金は、第37条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、７営業日目から当該受益者に支払います。

⑥ 前各項（第２項および第３項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者ならびに委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関）

第35条の２ 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

（収益分配金および償還金の時効）

第36条 受益者が、収益分配金については第35条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第35条第４項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第37条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者ならびに委託者の指定する第一種金融

商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、委託者の自らの募集に係る受益権については、１口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌々営業日の基準価額とします。

④ 受益者が第１項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤ 委託者は別に定める日には、第１項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の換金の制限、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第３項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

⑨ 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約しようとするときは、第38条第３項から第６項の規定にしたがいます。

（信託契約の解約）

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が投資対象とする外国投資証券が償還することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第１項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議につい

て賛成するものとみなします。

⑤　第３項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑥　第３項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項から前項までの手続を行うことが困難な場合も同じく適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第39条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第40条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第２項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第41条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第42条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第43条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益

権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求権）

第44条　第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

②　前項の規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託者が第37条の規定に基づいて信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

（信託期間の延長）

第45条　削除

（運用状況に係る情報の提供）

第46条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第47条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am.mufg.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第48条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第１条　この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第２条　第35条第７項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものと

し、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

信託契約締結日　2019年１月31日

（付表）

１．約款第13条第３項および第37条第５項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日およびその前後の営業日

ダブリンの銀行の休業日およびその前営業日

２．約款第17条第１項に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。

外国投資法人「ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ロング・ターム・グローバル・グロース・ファンド」の投資信託証券（クラスＣ・ＪＰＹ・アキュムレーション）

親投資信託「マネー・マーケット・マザーファンド」


MUFG
三菱UFJアセットマネジメント